

庄原市立西城市民病院・介護老人保健施設せせらぎ面会規程

（目的）

第1条 本規程は、庄原市立西城市民病院（以下「病院」という。）の一般病棟および介護老人保健施設せせらぎ（以下「施設」という。）における面会に関し、必要な事項を定めることにより、入院患者および入所者（以下「患者等」という。）の安静と療養環境を維持し、あわせて院内感染の蔓延防止を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（面会対象者）

第2条 面会ができる者は、患者等の親族またはキーパーソンとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は面会を認めない。

- （1）発熱、咳、下痢、嘔吐、味覚・嗅覚障害などの体調不良症状がある者
- （2）面会者が感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）に罹患している場合
- （3）過去 1 週間以内に感染症患者との接触がある場合
- （4）同居家族が感染症に罹患している場合
- （5）その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

（面会時間）

第3条 面会が可能な日時は次のとおりとする。

面会時間 毎日 13 時 30 分から 19 時 00 分までとする。

ただし、診療、看護ケアその他の事情により、病棟・施設の判断で面会時間を調整することがある。

（面会手続）

第4条 面会を希望する者は、必ず次の手続を行わなければならない。

病院 1 階受付、地域連携室前および施設玄関内において、「面会申込書」に必要事項を記入し、所定の箱へ入れる。

（面会者の感染対策）

第5条 面会者は、院内・施設内において次の感染対策を厳格に遵守しなければならない。

- （1）常時不織布マスクを正しく着用すること。
- （2）病棟・施設への入退室時には、備え付けの消毒液による手指消毒を徹底すること。

（面会中の禁止事項）

第6条 面会中は、次の行為を禁止する。

- （1）病棟・施設内等での飲食。
- （2）大声での会話や他患者等の迷惑となる行為。
- （3）無断での病室移動や他患者等の病室への立ち入り。
- （4）他の患者等の無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿。
- （5）医療機器等への接触や操作。
- （6）病院・施設職員の指示に従わない行為。

（面会制限の特例）

第7条 病院長または施設長は、患者等の病状変化、看取り、その他医療・看護上やむを得ない事情があると認めた場合は、臨時に面会を許可し、「面会札」の交付を行い、面会制限を緩和することができる。

2 地域における感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）の流行状況により、病院長または施設長が院内感染のリスクが高まったと判断した場合は、本規定を一時停止し、面会を「全面禁止」とする措置を講じることができる。

（周知）

第8条 本規定の内容は、入院及び入所案内、院内掲示等を通じて患者、入所者および家族等へ周知する。

（規定の制定および見直し）

第9条 本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規定の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで管理職会議の承認を得て決定する。

（附則）

本規定は、令和8年6月1日より施行する。

（附則）（令和8年6月8日一部改定）

本規定は、令和8年6月15日より施行する。